

第 1 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成20年4月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年4月24日（木曜日）

午前10時39分開議

午前10時43分休憩

午前10時53分開議

午前11時18分閉会

本日の会議に付した事件

正副委員長互選

議案第1号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第2号 専決処分の報告及び承認について

議案第3号 専決処分の報告及び承認について

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

議案第5号 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（8人）

委員長 井手 順 雄

副委員長 守田 憲 史

委員 竹口 博 己

委員 渡辺 利 男

委員 小杉 直

委員 馬場 成 志

委員 西 聖 一

委員 高野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木本 俊 一

次長 守田 眞 一

企画課長 内田 安 弘

首席総務審議員

兼秘書課長 岡本 哲 夫

広報課長 濱名 厚 英

総務部

部長 角田 岩 男

次長 川口 弘 幸

危機管理監 奥村 良 博

首席総務審議員

兼人事課長 田崎 龍 一

総務事務センター長 田上 勲

行政経営課長 高嶋 裕 治

首席総務審議員

兼私学文書課長 広崎 史 子

財政課長 田嶋 徹

管財課長 松田 良 治

税務課長 富田 健 治

市町村総室長 本田 惠 則

市町村総室副総室長 村山 栄 一

危機管理・防災消防

総室長 坂本 眞 一

危機管理・防災消防

総室副総室長 野田 克 巳

男女共同参画・パート

ナーシップ推進課長 小林 弘 史

地域振興部

部長 小宮 義 之

理事 上野 信 一

次長 黒田 豊

次長 松見 辰 彦

地域政策課長 神谷 将 広

川辺川ダム総合対策課長 古里 政 信

情報企画課長 松永 正 男

首席政策審議員

兼文化企画課長 山野 陽 一

国際課長 園田 素 士

交通対策総室長 小林 豊

交通対策総室副総室長 古森 誠 也

首席統計審議員  
兼統計調査課長 甲 斐 良 一  
出納局  
会計管理者  
兼出納局長 宮 田 政 道  
首席会計審議員  
兼会計課長 藤 本 玉 留  
管理調達課長 坂 本 友 春  
人事委員会事務局  
局 長 井 川 正 明  
総務課長 田 中 明  
公務員課長 松 見 久  
監査委員事務局  
局 長 金 田 和 洋  
第一課長 藤 川 昭  
議会事務局  
局 長 松 山 正 明  
次 長 正 木 重 臣  
総務課長 吉 良 洋 三  
議事課長 東 泰 治  
政務調査課長 小 原 忠 隆

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信  
政務調査課課長補佐 野 白 三 郎

午前10時39分開議

○坂本議事課課長補佐 本日は、初めての委員会でありますので、まず、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本日の年長委員は小杉委員でございます。

それでは、小杉先生よろしく願いいたします。

○小杉直年長委員 ただいまから、第1回総務常任委員会を開催いたします。

私が年長でありますので、規定により委員

長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と選挙がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小杉直年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長互選の方法は指名推選により行うことといたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名していただけますでしょうか。

(「年長委員一任」と呼ぶ者あり)

○小杉直年長委員 私にという声がありますが、私が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小杉直年長委員 御異議なしと認めます。

それでは、委員長に井手委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小杉直年長委員 御異議なしと認めます。

よって井手委員が委員長に決定いたしました。

これで私の職務は終わりましたので、委員長と交代いたします。

(小杉年長委員退席、井手委員長着席)

○井手順雄委員長 ただいま、委員長に御選出いただきました井手でございます。

今後1年間、一生懸命頑張って円滑な委員会にもっていきたいと思いますので、どうか皆さん方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法については、指名推選と選挙がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長互選の方法は指名推選により行うことといたします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めていただきたいと思います、どなたから指名していただきましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 委員長一任という声が上がっておりますが、私が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。

それでは、副委員長に守田委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、守田委員が副委員長に決定いたしました。それでは、守田委員、副委員長席にどうぞ。

(守田副委員長着席)

○守田憲史副委員長 ただいま、副委員長に選出いただきました守田憲史でございます。

本委員会では県政にとって大変重要な意義を持つ議題について審議されることになるかと思っておりますが、活発な議論ができますよう努力してまいりたいと思っております。委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

○井手順雄委員長 引き続き付託議案の審査を行いたいと思っておりますので、休憩の後、執行部の入室を求めます。

それでは、10分間ほど休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時53分開議

○井手順雄委員長 それでは、総務常任委員会を再開いたします。

本日は、本会議を休憩いたしましての委員会でございますので、審査を効率的に進めるた

め、質疑応答は付託議案に関するものに限らせていただきます。

幹部職員の自己紹介につきましては、今回は議案の説明をされる方のみ説明に先立って自己紹介を行っていただきたいと思います。その他の幹部職員の方々については、お手元に配付しております配席表によって紹介にかえたいと思っております。

なお、本日の委員会出席者は本会議を休憩しての委員会でございますので、議案関係課以外は課長以上の役付職員のみといたしております。この1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について審査を行いますが、議案第5号につきましては修正案が出ております。

まず、議案第5号を除いた議案について審査を行い、その後に議案第5号について審査を行いたいというふうに思っております。

それでは、議案第5号を除く議案についての執行部の説明を求めた後に、質疑を一括して受けたいと思っております。なお、執行部の説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、角田総務部長から総括説明をお願いいたします。

○角田総務部長 このたび総務部長を拝命いたしました角田でございます。よろしくお願いいたします。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、新年度に入りまして初めての委員会でございますが、井手委員長、守田副委員長を初め委員の先生方にはこの1年間よろしくお願いいたします。

それでは、今回、提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、専決処分を行いました平成19年度一般会計補正予算は、2月補正予算成立後における特別交付税、県債等の額の確定に伴い災害基金への積み立てを行うなど、予算の最終

整理を行ったものでございます。

また、熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに専決処分を行いました条例の一部改正3件につきましての報告及び承認につきましても、あわせて御提案申し上げております。

その後、予算関係の説明は財政課長から、また、条例等の議案につきましては、それぞれ担当の課長から説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、田嶋財政課長から、専決処分の報告及び承認について説明をお願いします。

○田嶋財政課長 財政課長の田嶋です。よろしくをお願いします。

総務常任委員会説明資料に沿って御説明をさせていただきます。1ページをお願いします。

まず、補正予算編成の考え方につきまして、平成19年度一般会計予算につきましては、2月補正予算成立後における地方譲与税、地方交付税、特別交付税、交通安全対策特別交付金、県債、宝くじ収益金の額の確定を踏まえ今後の財政運営をより適切に行うため、県債管理基金及び災害基金の取り崩しを一部取りやめるとともに、災害基金の積み立てを行うなど予算の最終整理を行ったものでございます。

次に、予算規模、一般会計についてでございますけれども、現計予算額は2月補正後で7,330億7,400万円でございます。3月専決の額は7億円でございます。補正後の額は7,337億7,400万円、対前年度比0.4%の減でございます。

次に、補正の内容についてでございますが、歳入の主なものは、まず、地方交付税が1億9,000万円の増でございます。

次に、県債については8億9,500万円の増でございます。基金繰入金につきましては5億600万円減いたします。

歳出につきましては、7億円の災害基金の積立金を行うものでございます。次に、2ページをお願いします。

災害基金は財政課が所管しておりますので、財政課の項に補正額を計上しております。

次に、3ページをお願いいたします。

今、御説明しましたように、財政管理費として災害基金の積立金7億円をお願いしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○富田税務課長 税務課長の富田でございます。よろしくをお願いいたします。

県税特別措置条例と県税条例の改正につき専決したものを報告し承認を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

まず、県税特別措置条例の改正でございます。5ページの概要を見ていただきたいと思います。これは農村工業導入地区に企業立地があった場合、また、中心市街地に一定の施設を設置した場合に法人事業税や不動産取得税を免除、あるいは不均一課税をする制度でございまして、総務省令で延長をされたことに伴いまして、県税特別措置条例もその適用期間を延長するものでございます。なお、農村工業導入の制度につきましては、租税特別措置法によって既に延長されておまして、現在立地してないところの企業立地促進に必要であることから延長を行うものであることを申し添えます。

次に、7ページの方を開いていただきたいと思います。

そちらの方は地方税法の改正でございます。現在、20年度の地方税法の改正法案が国

会で審議中でございますけれども、その一部分、国民生活に支障があるとされたことにつきまして改正がなされております。これによって関係する県税条例を改正したものでございます。改正点は、すべて自動車取得税に関するものであります。1点目は、50万円以下の自動車を取得した場につきましては、従前と同様に課税されないようにするものであります。2点目は、排出ガスと低燃費にすぐれた自動車における自動車取得税を減額控除するもの、また、3点目につきましては、バス・トラックの排出ガス規制に適合したものについて、これまた従前と同様に税率を軽減するための改正でございます。いずれも当分の間としまして5月31日までの延長となっております。

以上でございます。

○田崎人事課長 人事課長の田崎でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

資料の10ページをお願いをいたします。

第6号議案専決処分の報告及び承認についてでございます。熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして専決処分を行っておりますので、その報告と承認をお願いするものでございます。11ページをごらんください。

知事等の給与の支給日につきましては、条例で一般職の例によることとしておりまして、現在、毎月21日が給料支給日となっております。しかしながら、後ほど第5号議案で御説明させていただきます新知事の給料の削減内容を4月の給料から反映させるために、さきに専決処分により条例を改正しているものでございます。具体的な改正内容は2にございますように、平成20年4月の給料支給日に限って4月21日を4月30日に改正しております。

施行期日につきましては、公布の日からとしており、平成20年4月18日公布日としてお

ります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、専決処分の報告及び承認等について質疑を受けたいと思います。何か質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 なければ、これで付託された議案等に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号及び第6号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認め一括して採決いたします。

議案第1号外3件について原案どおり承認することについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号について審査を行います。馬場委員から委員会条例第15条の規定により修正案が提出されました。

修正案はお手元に配付しております。

議案第5号と修正案をあわせて議題として審議をいたします。

まず、執行部の説明を求めます。

○田崎人事課長 資料の8ページをお願いいたします。

第5号議案熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。9ページの概要で御説明をさせていただきます。

知事の給与につきましては、平成20年1月から給料の15%及び期末手当の10%を削減し

ているところでございますが、今回これを見直すこととしております。2の主な改正内容をごらんいただきたいと思いますが、給与の削減内容、それとその削減期間を改正することとしております。

まず、削減内容につきましては、①のとおり、知事の給料月額を124万円から100万円削減する内容に改正をいたします。この改正によりまして、知事の給料は月額24万円となります。また、期末手当につきましては、これまで124万円を基礎として算定した額から10%削減としておりましたけれども、今回、削減後の給料月額24万円を基礎として算定するように改正をいたします。

次に、(2)でございます。削減の時期につきましては、新知事の就任日であります4月16日から開始することといたしております。なお、その他の特別職及び部長級の職員の給与削減につきましては、従前のとおりといたしております。

施行日につきましては、公布の日からとしておりまして、適用は平成20年4月16日からとしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、修正案の提出者の説明を求めます。

○馬場成志委員 議案第5号についての修正案の提案理由を説明いたします。

今回の知事の決意、提案内容については知事選のマニフェストに掲げたことを即座に実行するものでもありますし、その姿勢についても非常に評価をさせていただきたいと思っておりますし、趣旨に反対するものではありません。しかしながら、余りにも大幅なカットでありますし、知事の職責の重さを考えると提案のすべてが適当なのだろうかということがございます。

知事は今回のマニフェストで、外交官知事、トップセールスマン知事ということ掲げてこられましたけれども、私たち県民が蒲島知事に期待するところは、これまでに培ってこられた経験や人脈の幅の広さであるというふうに思います。まさに熊本のトップセールスマンとしての活躍だろうというふうに思います。しかし、今回の提案のすべてを実行するとなればその期待にこたえられるのかと、ひいては県政運営にも支障が出はしないかというような心配もするところであります。知事が県財政の厳しさを共有するために「隗より始めよ」というような気持ちで県民総力戦のスタートを切りたいということは月額100万円カットで十分、県職員の皆さん方、また県民の皆様方にも伝わるものというふうに思うわけでありまして。そこで提案の月額100万円カットについては、マニフェストにも掲げられておりますし、この実施については、知事の覚悟として尊重すべきと考えますが、期末手当については、本則月額給料124万円をベースに10%カットという現在の特例条例に沿ったものにするよう修正提案をさせていただきたいと存じます。修正案及びその概要については、お手元の配付の資料のとおりであります。

今、執行部の方から提案がありましたのが9ページでございますが、私の方から出させていただいておりますペーパーの3枚目を見比べていただくとわかるかというふうに思います。執行部案の2の(1)の②であります。現行は124万を基礎として算出した額から10%を削減、改正後というのは削減後の24万円を基礎として算出した額というふうに執行部案はなっておりますけれども、修正案については、それを現行どおりということで提案をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○井手順雄委員長 以上で説明は終わりました。

たので、これより質疑を受けたいと思います。何か委員の皆様方、質疑はございませんでしょうか。

○竹口博己委員 執行部にどういう形でお尋ねしたがいいのか、ちょっと初めてのことで悩むところですが、今執行部の方から出された案に対する修正案の説明があり、私としては、今修正案の説明でもありましたとおり、蒲島知事は選挙のときにもあらゆる人脈を駆使して、そのネットワークで熊本を豊かにして県民の夢を実現したいということをしきりに訴えておられた。つまり外交官知事に徹したいというこの姿勢に多くの県民が共感を覚え支持をしたというふうに理解をいたしております。みずからうたわれたマニフェストで給与月額100万円削減、これはそのとおり今回の議案に盛り込まれており、大いに歓迎をするところではありますが、期末手当にこれが及ぶというこの部分ですね、今この大変な事態に直面をしている県の財政を何とか立て直すために外交官に徹したいというこの知事に大いに期待したいと率直にそう思うんですよ。願わくは私費でも一公費にも限界があるでしょうから、たとえ知事でも外交官に徹してダイナミズムに行動を展開されるその資金をすべて公費で見るというのは、これは県の財政にも限界があるでしょう。そうなれば私としては自分の金でも使って動いてもらいたいという、そういう思いがないわけでもない。ところが期末手当も、これほどのカットとなったときに県にとってそれが果たしてプラスなのかどうかという、この期末手当の大幅削減とまで自動的に、数字的にいってしまうのは県民のプラス面から考えて無謀ではないかとさえ感じられます。

これを総務部長にお尋ねしたらよろしいですか、そういう議論というのは庁内であられたのかどうか、これは県にとって大変なことになるんです。動けなく、つまり外交官に徹

したいという蒲島知事の行動を制約してしまうことになりはしないかという、こういう危惧の念を禁じ得ません。したがって、聞くのはやめましょう、意見を言います。私は今回、給与月額100万削減、これはみずからもおっしゃってたことだし、当然県民にその姿勢を示す意味から歓迎します。当然だと思えます。だけどその先の期末手当の部分までとなると、知事としての行動を制約しかねないということから、馬場委員から出された修正案に対しては賛意を表明したいと思えます。

以上です。

○渡辺利男委員 私の方からはちょっと質問もしたいんですが、マニフェストで100万円カットというマニフェスト自体にも私は大体、内心首をかしげておりましたけれども、これはもう本人の強い意思で県民への約束事として当選されたから、これはもう実行されることに問題はありません。これまで100万円カットされても何とか生活はやっていけるんだらうというふうに私も漠然と考えておりました。しかし、新聞報道等でも何か貯金を切り崩してまで生活をするというふうなことが書いてありましたんで、そこまでせないかなのかなあと、ちょっとやり過ぎではないのかなあというふうに感じます。そこで給与24万円にすることが具体的にどれくらいの年収になるのかということまで今まできちんと精査もしておりませんでした。これはプライバシーに関することかもしれませんが、24万円にして期末手当にもそれがそのまま影響するということになる、例えば去年までの収入に応じた住民税あたりは相当大きいものが来るだろうと思えますので、アバウトで結構ですから、大体、毎月どれくらいになるんでしょうかというのが質問の1つと。

もう1つ、他県でも給与のカットされている知事というのはあると思えますが、それはそのままストレートに期末手当にもどこの県

でもつながっているものなのかどうか、  
そこのところを2点お尋ねします。

○井手順雄委員長 それでは、プライバシー  
にかかわる問題もありますので、答えられる  
範囲内で田崎人事課長お願いします。

○田崎人事課長 御質問にお答えいたしま  
す。

今委員長の方からもございましたように、  
プライバシーの問題もございますので、明確  
にお答えすることは難しい部分もございま  
すけれども、給料月額24万円にした場合、その  
給料から所得税、共済掛金、住民税が控除さ  
れると一それ知事の場合には知事公舎の  
家賃その他の光熱費等を加えますと、現実  
には10万円を切るような額になるのではない  
かというふうに思っておるところでございま  
す。

それともう1点でございます。いわゆる知  
事の給与カットしたところがすべて期末手当  
に影響させているのかというお尋ねでござ  
いますが、今年1月1日現在で調べておりま  
すけれども、そういう形で連動している県も  
あれば、給料月額だけの減額をしている県と  
さまざまでございますけれども、期末手当  
まで影響させているところというのは大体、給  
料カットしているところの半数程度ではな  
いかというふうに思っております。

以上でございます。

○渡辺利男委員 わかりました。給与一桁に  
なるということで、これはもう正直それだけ  
で食っていけないでしょうから、貯金を取り  
崩して生活していかぬということにな  
ると思いますが、県民も知事にそこまでは求  
めていないと思いますよね。毎月一生懸命仕  
事をしながら、そして今までの蓄えを取り崩  
して生活をしていくという知事の姿をだれも  
県民は余り歓迎しないんじゃないかなと思

ますので、最低限の生活等を保障するという  
意味からも期末手当は現行どおりでいいん  
じゃないのかなあというふうに私も思います。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかに質問はございま  
せんか。

○西聖一委員 意見を述べさせてもらいま  
す。蒲島知事の意気込みは本当に素晴らしい  
もので、今回100万円カットについてはもう  
やむを得ない部分がありますが、私としては  
報酬、公務員の給料を含めてですけれども、  
基本的には労働対価だと思っております。こ  
れも自分たちで決めるのではなくて第三者委  
員会とか、人事委員会とか、いわゆる公的機  
関の定めたもので職務にふさわしい労働対  
価として定めているものですから、それを  
気持ちで安易に下げる、上げることはな  
いでしょうけれども、このことについては、  
私たち常識としてしっかり考えていかな  
ければならないと思います。そういう中  
において生活もできないような給与を  
知事に私たちは求めるべきではない  
のではないかと思います。逆に124  
万円普通にいただいて1,000万円分の  
仕事をしてもらうのが本来の期待する  
姿であってと思いますので、今回の馬  
場委員の提案には私は賛同いたしま  
す。

○井手順雄委員長 これは御意見で結構  
ですか――。

○西聖一委員 はい。

○井手順雄委員長 ほかに質問はござ  
いせんか。

それでは、質問をこれで終了いたしま  
す。

ただいまから、本委員会に付託され  
ました議案第5号について採決を  
したいと思ます。まず、修正案  
について挙手により採決を

いたします。本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井手順雄委員長 全会一致と認め、修正案は可決することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く議案第5号について挙手により採決いたします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情書等が1件提出されていますので、参考としてお手元に配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。皆さん大変御苦労さまでございました。

午前11時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長